

令和8年熊本地震被災者に対する坂戸市市営住宅等の一時使用に関する取扱い要領

（目的）

第1条 この要領は、令和8年熊本地震による被災で住宅を失う等により住宅に困窮している者（以下「被災者」という。）に対し、地方自治法第238条の4第7項の規定等により、市営住宅等（石井土地区画整理事業仮設住宅を含む。以下同じ。）の一定期間の使用（以下「住宅一時使用」という。）を許可し、被災者に当面の生活の場を提供するとともに、精神的、時間的ゆとりを確保し生活基盤の立直しを図ることを目的とする。

（適用除外）

第2条 この要領が適用される住宅一時使用については、火災等災害時に係る市営住宅の一時使用について（平成30年10月27日市長決裁）は適用しない。

（対象者）

第3条 対象者は、坂戸市内に住民票のある親類、縁者にあたる被災者で、次の各号にいずれかに該当するものとする。

- 一 住居を喪失した者の世帯
- 二 日常生活が維持できない者の世帯
- 三 親戚又は知人の住居等に長期の避難場所を確保できない者の世帯
- 四 その他、市長が認めるもの

（住宅一時使用許可要件）

第4条 市営住宅等に適当な空き家があり、かつ、被災者が次の各号のいずれにも該当する場合に住宅一時使用の許可をすることができる。

- 一 被災の証明があること
- 二 申請者及び同居者がいずれも暴力団員でないこと

（住宅一時使用許可申請）

第5条 住宅一時使用の許可を受けようとする者は、原則として、坂戸市市営住宅等一時使用許可申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 一 住民票（同居者を含む。）
- 二 り災証明書またはり災証明書に準ずる書類
- 三 誓約書（様式第2号）
- 四 その他必要な書類

（住宅一時使用の許可）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は速やかにその内容を審査し、適格と認められる場合は、申請に係る住宅一時使用を許可するものとする。

2 前項の許可は、坂戸市市営住宅等一時使用許可書（様式第3号）を交付する

ことにより行う。

（住宅一時使用の期間）

第7条 被災者に対する住宅一時使用の期間は、6月以内に市長が定める期間とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、6月を限度として期間を定めて延長することができる。

2 前項の規定による期間の延長を希望する者は、坂戸市市営住宅等一時使用期間延長申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

（使用料）

第8条 一時使用期間中の住宅の使用料は、免除する。ただし、光熱水費及び共益費については減免しない。

（条例等の遵守）

第9条 被災者は、一時使用が許可された住宅の使用については、坂戸市市営住宅条例及び坂戸市市営住宅条例施行規則等に定めるところによるものとする。

（保管義務等）

第10条 一時使用が許可された住宅については、被災者が善良なる管理者の注意を持って行わなければならない。なお、住宅の退去修繕は原則として市が行うものとする。

（住宅の明渡し）

第11条 市長は、一時使用の期間中であっても、次の各号に掲げる場合は、被災者に対し住宅の明渡しを求めることができる。

一 条例及び規則等を遵守しないとき

二 その他市長が必要と認めたとき

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、住宅一時使用に関して必要な事項は市長が別途定める。

附 則

この要領は、令和8年8月6日から施行する。